

# 後期高齢者医療制度について

福智町役場住民課保険係  
☎22-7761

福岡県後期高齢者医療広域連合  
☎092-651-3111

平成21年中の所得の届出に基づき、平成22年度の保険料額を決定し、7月中旬に被保険者（加入者）の皆さんへ、平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書をお届けします。

## 1. 保険料と医療費の負担のしくみ

医療費は、被保険者が病院などで支払う「自己負担額」と保険から給付される「医療給付費」で構成されています。

この「医療給付費」のうち、約5割を公費（税金）で、約4割を後期高齢者支援金（現役世代の保険料）で負担し、残りの約1割を被保険者全員の保険料で負担します。



## 2. 保険料の決まり方(計算方法)

- ①保険料は、平成21年中の所得金額と世帯<sup>(注1)</sup>の状況を基に算定を行い、決定します。
  - ②保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
  - ③保険料は、加入者一人ひとりにかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は2年ごとに見直され、次回は平成24年度に改定されます。
- (注1)「世帯」とは、平成22年4月1日時点の世帯を基準にしています。※75歳になる人、県外からの転入者などはその時点を基準にします。

### ●保険料の計算方法



(注2)「総所得金額等」とは、前年中の「給与収入 - 給与所得控除」「事業収入 - 必要経費」「公的年金収入 - 公的年金等控除」等で、各種所得控除前の金額です。  
※公的年金収入のみの人で、年金額が153万円以下の場合、所得割はかかりません。

## 3. 8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、今年7月31日までの有効期限となっています。8月1日から使用できる水色の被保険者証は、7月下旬に福智町から郵送します(ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受け取りとなる場合があります)。

8月1日以降に医療機関にかかるときは、新しい被保険者証(水色)を窓口で提示してください。有効期間は、平成23年7月31日までの1年間です。なお、7月31日までに新しい被保険者証が届かない場合は、役場住民課保険係窓口にお問い合わせください。

### ●自己負担割合(1割・3割)の判定基準について

医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は、1割または3割です。毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。自己負担割合は、原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の住民税課税所得が145万円以上である場合には、3割となります。ただし、住民税課税所得が145万円以上であっても、次の①または②に該当する場合は、役場窓口で申請すれば1割負担となります。

- ① 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合、被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
- ② 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合で、次の①または②に該当
  - ① 本人の収入が383万円未満
  - ② 本人と、同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

## 4. 保険料の軽減について

世帯の状況などに応じて、保険料の軽減措置が行われます。内容は以下のとおりです。

### ●均等割額の軽減

均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額(年額)		同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額(注①)
	平成21年度	平成22年度	
9割軽減	5,093円	5,221円	33万円(基礎控除額)以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない
8.5割軽減(注②)	7,640円	7,831円	33万円(基礎控除額)以下
5割軽減	25,467円	26,106円	33万円(基礎控除額) + 24万5千円 × 被保険者(世帯主を除く)の数以下
2割軽減	40,748円	41,770円	33万円(基礎控除額) + 35万円 × 被保険者の数以下

注①「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入 - 公的年金等控除 - 15万円」となるなど、例外があります。  
注② 原則は「7割軽減」ですが、平成22年度も特別措置により「8.5割軽減」に拡充されます。

### ●所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下(公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下)の人は所得割額が5割軽減となります。

### ●被用者保険(注③)の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が9割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

注③「被用者保険」とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。

## 5. 限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります

現在、使用中の減額認定証の有効期限は、7月31日になっています。減額認定証をすでに持っている人で、平成22年度の住民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。減額認定証を持っていなかった人で新たに交付を希望する場合は、役場窓口での申請手続きが必要になります。

### 【申請に必要なもの】

印鑑・被保険者証・その他  
※収入額などを証明するもの(非課税証明書など)や入院期間が確認できるものが必要になる場合があります。

## 6. 年金から天引きされている人は、口座振替に変更ができます

保険料を年金から天引きされている人<sup>(注1)</sup>(特別徴収)は、どなたでも申請することで口座振替に変更できます。変更を希望する人は口座振替の申請を行うと、年金から天引きが中止され、口座振替による支払いへ変更になります。

ただし、これまでに保険料の滞納がある場合は、口座振替へ変更が認められないことがあります。

(注1)「年金から天引きされている人」とは、年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人です。

### 【社会保険料控除について】

後期高齢者医療保険料は、所得税及び住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。年金天引き(特別徴収)から口座振替へ変更した場合、普通徴収に変更されるので、世帯全体の所得税及び住民税の負担額が変わることがあります。